

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人福祿会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、役員とは理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

2 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 常勤の役員等に対しては、職務執行の対価として、理事報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、別表第1に定める範囲内で、理事会において決定する。ただし、非常勤の役員等は、各年度の総額が理事50万円、監事20万円を超えない範囲で別表第2に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を、報酬等として支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、毎月末日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、前日）に現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則この規程は、令和3年12月19日より施行する。

別表第1（常勤の理事の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 0円
理事	月額 0円

別表第2（役員等の報酬）

(1) 理事

- ・ 理事会等会議への出席
(みなし決議により同意書を提出した場合を含む) 10,315円/1回
- ・ 上記の他、法人・施設業務のための出勤 10,315円/1回

(2) 監事

- ・ 理事会および監事監査等への出席
(みなし決議により異議確認書等を提出した場合を含む) 10,315円/1回
- ・ 上記の他、法人・施設業務のための出勤 10,315円/1回

(3) 評議員

- ・ 評議員会への出席
(みなし決議により同意書を提出した場合を含む) 10,315円/1回
- ・ 上記の他、法人・施設業務のための出勤 10,315円/1回